

# 獣 医 サ ー ビ ス と ワ ン ヘ ル ス

釘田博文<sup>†</sup> (国際獣疫事務局(OIE) アジア太平洋地域代表)



## 1 獣医サービスとは何か？

「獣医サービス」という言葉は、あまり聞きなれない言葉かもしれない。OIE (国際獣疫事務局) の定義によれば、「獣医サービス」とは、「政府獣医当局による全体的な管理と指示のもとで、陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約(OIE コード) 中の動物衛生及び福祉に関する措置やその他の基準及び提言を実施するすべての組織であって、政府のみならず民間組織も含まれる」とされている。「獣医組織」と訳してもよいが、単に組織だけでなく、その果たす公的な活動を含んだ概念と思われるので、本稿では獣医サービスを用いる。

このように、獣医当局や政府関係機関のみならず、獣医当局が定める規則や指示に基づく業務や活動を行う民間団体、獣医師、獣医技術者は、すべて獣医サービスの一員ということになる。また、OIE の活動は、陸生動物いわゆる家畜だけでなく、水生動物も対象としているため、OIE の定義上、獣医サービスには、水生動物衛生分野の組織も含まれている。

OIE は、各国の獣医サービスの能力向上のための支援に力を入れており、その一環として、PVS 評価(獣医サービスの能力評価)を実施している。わが国政府は、2016年10月にPVS評価を実施し、その結果も一昨年公表されたので、読者の中にも、PVS評価チームの調査に携わった方や、すでに結果報告をご覧になった方もおられると思う。

本稿では、OIE が各国の獣医サービスの能力向上に向けて、どのような取組みを行っているかについて概説するとともに、その中で重要な位置づけを占めるワンヘルスとの関係についても簡単に触れたい。

## 2 OIE と獣医サービス

OIE は、世界の動物衛生及び福祉の向上を図ることを使命とする国際機関であり、1924年に設立された。フ

ランス・パリの事務局本部のほか、世界に12の地域・準地域事務所を置き、現在、182の加盟国を擁している。

OIE の活動の中心は、越境性動物疾病対策であり、そのために、①世界の動物疾病及び人獣共通感染症の発生状況に関する情報の収集・提供、②安全な動物・畜産物の輸出入を行うための国際基準の作成、③獣医学に関する最新知識の収集・普及、④動物疾病の制圧と根絶に向けた取組の支援等を行っている。

OIE の活動は、加盟国の政府代表によって決められるが、その政府代表を務めるのは、通常各国政府のいわゆる首席獣医官(Chief Veterinary Officer)であり、日本では、現在、農林水産省消費・安全局動物衛生課長が務めている。

近年、世界のグローバル化や地球温暖化等の環境問題の深化の中で、人獣共通感染症や食品の安全、さらには動物福祉に対する社会の関心が高まり、各国の獣医行政の在り方、それらにかかわる獣医師の役割にも大きな関心が向けられるようになってきた。

近年の最も大きな課題でもある新興感染症対策や薬剤耐性菌問題への対応には、一国のみでの取組には限界があり、世界、地域全体の協力が不可欠であるとともに、世界全体の動物衛生状況の改善のためには、各国の獣医サービスの能力を高める必要性が強く認識されるようになってきている。

また、OIE の標語である“Protecting animals, preserving our future”(動物を守ることは、我々の将来を守ること)が端的に表現しているように、OIE の活動、獣医サービスの活動というのは、結局のところ人類の健康と福祉につながっているのは改めて述べるまでもない。

このような背景の下、OIE は個々の動物疾病対策にとどまらず、その対策を効果的に実行するための各国獣医サービスの能力向上に力を入れるようになってきている。

<sup>†</sup> 連絡責任者：釘田博文 (国際獣疫事務局(OIE)アジア太平洋地域事務所)

〒113-8657 文京区弥生1-1-1 東京大学農学部フードサイエンス棟5階

☎03-5805-1931 FAX 03-5805-1934 E-mail: h.kugita@oie.int

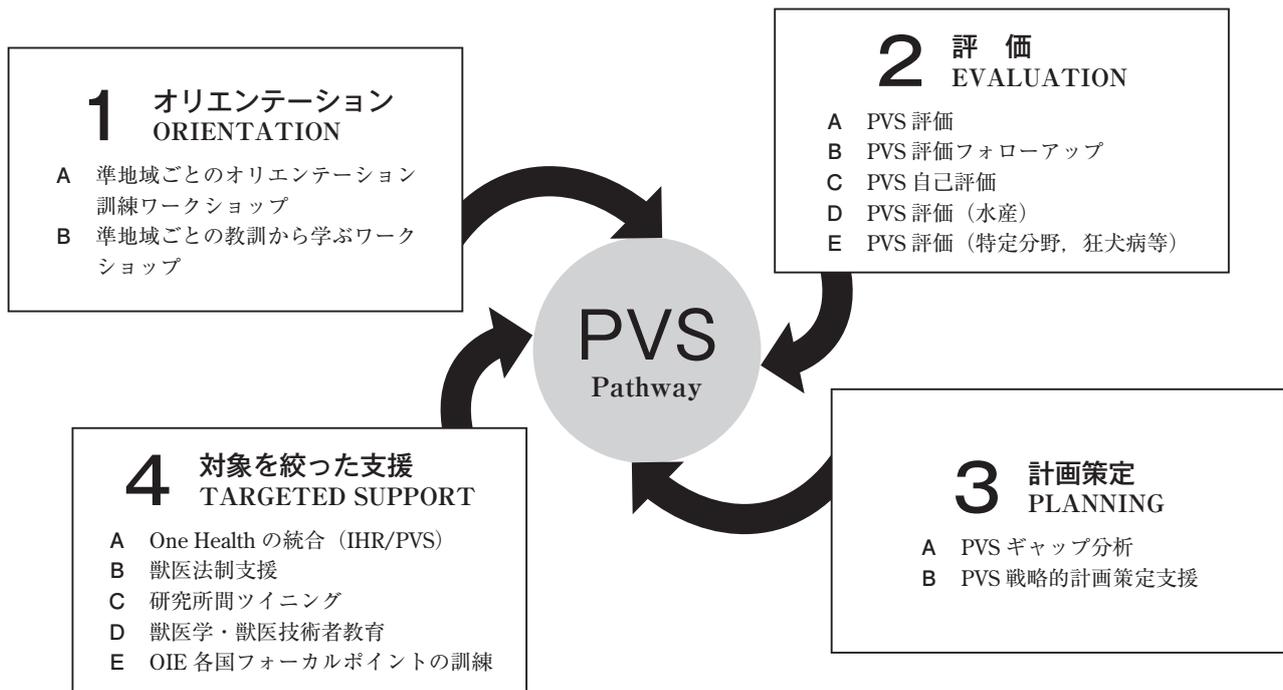


図 PVS Pathway の流れと内容

### 3 獣医サービスの能力評価

OIE は WTO・SPS 協定に基づく国際基準の策定機関とされており、陸生動物及び水生動物のそれぞれについて、OIE コード及び OIE マニュアルを作成している。

SPS 協定とは、人、動物または植物の生命または健康を守るという目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするため、すなわち安全を確保しつつ貿易を促進するための国際ルールである。

そのため、OIE コードでは、その総論部分において、二国間で安全な貿易を行ううえでの前提条件ともなる、貿易相手国の獣医サービスの能力を評価するに当たっての基準が具体的に示されている。この基準は、各国が自国の獣医サービスの能力を自己評価する目的にも、あるいは貿易相手国の獣医サービスの能力を評価する目的にも同様に用いることができる。

OIE は、この基準をベースとして、ある国の獣医サービスの能力を外部専門家が評価するとともに、その結果に基づき、獣医サービスの能力向上を図るための継続的な支援を行う仕組み（支援ツールのパッケージ）として、2007 年に PVS (Performance of Veterinary Service) Pathway (獣医サービスの能力向上のための道筋) というプログラムを開始した (図)。

PVS Pathway は、強制的な仕組みではなく、各国からの要請により OIE が提供する以下のような支援からなっている。

- ① PVS Pathway の考え方や活用方法等についてのオリエンテーション
- ② 外部専門家による客観的な獣医サービスの評価

- ③ 評価結果と提言に基づく計画策定

- ④ 具体的な支援プログラム

#### (1) PVS オリエンテーション

OIE は、過去約 10 年間の実績を踏まえて、2017 年、PVS Pathway 全体について評価と見直しを行った。

PVS 評価は開発途上国を中心にすでに 140 カ国以上で実施されており、その評価報告書は多くの実施国において政府が獣医サービスの能力向上に取り組むきっかけとなったり、世界銀行等の援助機関等がプロジェクト策定に当たって重視する等、有意義な成果を上げていることが確認された。また、この間に、人の衛生部門との連携の重要性、有用性も強く認識されるようになってきた。

これらの成果について、各国の政策担当者の理解を深めることを目的として、OIE は新たに、地域ごとに、オリエンテーションワークショップを開催している。

#### (2) PVS 評価

PVS 評価は、当該国獣医サービスの能力について、「人的・物的・財政的な資源」、「技術的な権限と能力」、「利害関係団体との持続的な意思疎通」、「国際基準の実施等を通じて市場にアクセスする能力」の 4 つに分類したうえで、各分類の中に具体的な評価項目である重要資質能力を定義し、それぞれの到達水準を 5 段階で評価するものである。

重要資質能力と 5 段階の到達水準の考え方については、The OIE Tool for the Evaluation of Performance

of Veterinary Services (OIE PVS Tool) として公表されており、これまで数次の改定が行われてきた。日本が評価を受けた時点では47項目が含まれていたが、最新の第7版では、薬剤耐性に関する項目の新設、家畜飼料の項目において残渣飼料や抗菌剤の飼料利用に関するリスク等の明記、一部項目の統合などの改定が行われ、45項目となっている。

調査結果報告書の扱いについては、現在、当該国の判断に委ねられており、現在日本を含む約30カ国の報告書はOIEホームページ上で公開されているが、多くの国は国際機関等のパートナー等に限り提供、あるいは外部非公表としている(表1)。

### (3) PVS 計画策定 (Gap Analysis)

PVS 評価による「診断結果」に基づき、またその国の背景やさまざまな事情を踏まえた優先順位を考慮して、今後5年間で獣医サービスの能力向上のために必要な予算や投資の数値を示すものである。

多くの国において、政府部内における獣医当局の発言力は高いとは言えず、獣医サービスへの予算配分や人員配置が不十分な実態がある。PVS 評価及び計画策定は、各国において、その政治的な優先度を高めるのに活用されることが期待されている。

### (4) PVS 支援プログラム

OIE は、各国獣医サービスの能力向上を継続的に支援するための各種プログラムを用意している。以下にその代表的なものを紹介する。

#### ア 獣医法制に関する支援

獣医サービスが、国際基準を遵守し、有効かつ効率的にその役割を果たすためには、適切な獣医法制が不可欠であるが、多くの途上国で、それが未整備であったり、時代の変化に即した改訂が行われていない、などの問題がある。法制度の整備には、専門的知識だけでなく、政治的な意思と支持、長い期間が必要であるが、OIE は、加盟国におけるそのような取組を継続的に支援するプログラムを用意している。

近年、カンボジア、ラオス、モンゴル等では、このプログラムを活用し、獣医当局の組織強化を伴う法制度の整備が行われている。

#### イ 獣医学教育に関する提言

OIE は、2012年に「新卒獣医師が備えるべき資質能力 (Day 1 Competencies) に関する提言」を作成し、さらに2013年に、各獣医系大学がそれを実現するためのガイドラインとして、モデルコアカリキュラムを公表した。これらの提言、ガイドラインは、国際基準とは異なり、あくまでも各国の参考

表1 PVS Pathway: アジア地域における実施状況

PVS ミッションの種類	実施国数	実施国
評価(陸生動物) (Evaluation)	26	(*Gap Analysis 実施国に加えて) Australia, India, Iran, Japan, DPR Korea, Maldives, New Caledonia, Pakistan, Papua New Guinea
計画策定 (Gap Analysis)	17	Bangladesh, Bhutan, Brunei, Cambodia, Fiji, Indonesia, Laos, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Nepal, Philippines, Sri Lanka, Thailand, Timor Leste, Vanuatu, Vietnam
フォローアップ 評価 (Follow-up)	7	Bhutan, Cambodia, Fiji, Laos, Myanmar, Philippines, Vietnam
水生動物・評価 (Aquatic)	3	Maldives, Philippines, Vietnam
獣医法制 (Legislation)	8	Bhutan, Cambodia, Fiji, Laos, Myanmar, Mongolia, Papua New Guinea, Vietnam
獣医研究所 (Laboratory)	4	Bhutan, Laos, Mongolia, Myanmar

2018 年末時点. アジアの OIE 加盟国 32 カ国

に供するためのものであり、また獣医サービスにとって必要な資質能力との観点から作成されているため、必ずしも獣医師のすべての職域を網羅するものではない。したがって、各国や各獣医系大学は、それぞれのニーズや実態に即して、柔軟かつ適切に適用することが期待されている。

また、OIE コードでは、獣医師の免許・登録、獣医師に必要な教育の最低基準や獣医師の行動・能力の基準の作成等を行う自主的な規制組織として「獣医法定機関」を定義し、その評価基準も定めている。

さらに、多くの国において、獣医師を補助する獣医技術者 (VPP) が重要な役割を担っているという実態を踏まえて、OIE は VPP の資質能力に関するガイドラインも作成、公表した。

獣医サービスの長期的な能力向上のためには、各国が獣医学教育と獣医法定機関の両方について、各国の実態を踏まえた適切な水準を確保することが重要であり、OIE はそのために、獣医学教育に関する世界会議や、地域ごとの会議を開催し、各国にこれらの提言に即した取組を促している。

アジアにおいても、東南アジア諸国連合 (ASEAN) では、将来的に域内で獣医師が国を超えて活動できるような制度の確立を目指したり、アジア獣医系大学協会 (AAVS) が獣医学教育の標準化に向けた議論を行うなどの取組がみられる。

## ウ OIE ツイニング

OIE は、その使命を達成するために、世界各国の著名な専門家や専門機関から科学的・技術的な支援を得るために、一定の基準を満たした専門機関をリファレンス研究所（特定の動物疾病を扱う）または協力センター（特定の横断的分野（疫学、動物用医薬品、食品安全、動物福祉など）の問題を扱う）として指定し、密接な連携を図っている。これらの専門機関は、OIE の国際基準策定に対する助言や各国に対する技術支援など、多くの面で OIE の活動を支えている。

OIE は、このような OIE 協力センター等が途上国の研究所等と提携を結び、知識や技術の移転を促進する取組を OIE 研究所ツイニングとして支援している。

また、この取組の成功を踏まえ、同様のプログラムを獣医学教育にも適用し、獣医系大学間の提携により、OIE の提言に沿った高度な獣医学教育の育成を図る教育ツイニングも支援している。

日本では、農研機構動物衛生部門（口蹄疫：対モンゴル）、水研機構増養殖研究所（コイヘルペス：対インドネシア）、北海道大学（獣医学教育：対モンゴル）、東京大学（獣医学教育：対カンボジア）等で実施されている。

## エ OIE 国別フォーカルポイント

OIE は、疾病報告、食品安全、動物福祉、水生動物、コミュニケーション、獣医研究所、動物用医薬品及び野生動物の 8 つの分野について、国別フォーカルポイント制度を導入している。各フォーカルポイントは、OIE の広範囲な活動について、政府代表者（OIE Delegate）をサポートする重要な役割を担っており、OIE は定期的に、分野ごとのフォーカルポイントセミナーを開催するなど、その支援にも力を入れている。

## オ ワンヘルスへの取組支援

これまで、獣医サービスの能力向上について述べてきたが、自明のことながら、衛生問題、疾病対策は動物に限った問題ではなく、究極的には人の健康問題に帰着すると言える。

人の健康を扱う国連機関である WHO（世界保健機関）は、各国の人の健康部局（厚生労働省）が感染症をはじめとした公衆衛生上の脅威となるあらゆる事象に適切に対応できる能力を備えるために、国際保健規則（IHR）を制定し、各国にそれに基づく自己評価と報告を義務付けている。これは 2003 年の SARS の発生や、2009 年の新型インフルエンザの流行等を経て、段階的に見直し、強化が図られてきており、2016 年には新たに合同外部評価（JEE：

Joint External Evaluation）を含む新たなモニタリングと評価の枠組みが導入された。JEE は、公衆衛生上の緊急事態に対する国の対応能力について、独立した専門家による評価を行うものであり、OIE PVS 評価と類似した仕組みである。

このように、人の健康部局と動物の衛生部局（獣医サービス）が、それぞれの能力向上のための評価システムを有し、かつそれぞれが備えるべき能力には、人と動物に共通する事項が多く含まれることから、WHO と OIE は、ワンヘルスの考え方にに基づき、各国の人と動物の両方の衛生部門の職員を対象として、それぞれの情報や経験を共有し、相互理解と協力の強化を図るために、国ごとに IHR-PVS National Bridging Workshop を開催している。アジアでは 2018 年までにタイ、パキスタン、インドネシア、ブータンで実施されている。

## 4 日本の PVS 評価

2016 年 10 月に行われた日本の PVS 評価報告書は、OIE ウェブサイトに公表（英文）されている。報告書では、日本の獣医サービスは、優れた政策、高度に発達したシステム、動物の健康と獣医公衆衛生上の予防とコントロールに取り組むに十分な資源を擁しているとして、全体として高い評価を受けているが、同時にいくつかの改善に向けた助言も含まれている（表 2）。

## 5 日本の IHR-JEE

日本の厚生労働省は、昨年 2 月に JEE（合同外部評価）を実施し、その評価報告書は WHO のウェブサイトに掲載されている（表 3）。

JEE は PVS 評価と同様に、19 分野・48 項目に対して、外部専門家により 5 段階評価が行われる。報告書では、全体として高い評価が行われている。

評価指標の中で、特に薬剤耐性、人獣共通感染症、食品安全といった項目は、獣医サービスとの連携が不可欠な分野であり、日本の評価結果はこのような観点についても高い評価が得られたことがうかがえる。

## 6 終わりに

OIE が近年、個別疾病対策にとどまらず、各国の獣医サービスの能力向上支援に力を入れていることについて、その背景と概要を報告した。

OIE のこのような活動は、長年の牛疫、口蹄疫等への世界的な取組の実績に加え、近年の BSE や鳥インフルエンザ、その他の新興・再興感染症対策を通じた経験を踏まえて構築され、強化されてきたものである。

一方、OIE は WHO、FAO とともに、ワンヘルスの考え方にに基づき、人 - 動物 - 環境の境界領域の問題につ

表2 日本のPVS評価結果（概要）

（平成28年10月実施）

分野・重要資質能力	評価結果	分野・重要資質能力	評価結果
<b>I. 人的・物的・財政的な資源</b>		II-9.	獣医薬品および生物学的製剤 5
I-1.A.	人材確保 獣医師および他の専門家 5	II-10.	残留試験 5
I-1.B.	人材確保 獣医療補助者およびその他 5	II-11.	飼料の安全確保 5
I-2.A.	獣医師の専門能力 5	II-12.A.	動物の個体識別および移動のコントロール 5
I-2.B.	獣医療補助者の専門能力 5	II-12.B.	動物由来製品の識別およびトレーサビリティ 5
I-3.	継続教育 4	II-13.	アニマルウェルフェア 3
I-4.	技術的独立性 5	<b>III. 利害関係団体との持続的な意思疎通</b>	
I-5.	組織の安定性および政策の継続性 5	III-1.	コミュニケーション 5
I-6.A.	内部における調整（命令の伝達） 5	III-2.	関連団体との情報交換 3
I-6.B.	外部との調整 4	III-3.	公的機関の獣医師による代表活動 5
I-7.	物理的な資源 5	III-4.	公的機関の獣医師による認定、許可、任命 5
I-8.	平時の予算措置 5	III-5.A.	獣医事審議会の権威 4
I-9.	有事の予算措置 5	III-5.B.	獣医事審議会の能力 3
I-10.	資本投資 5	III-6.	生産者および関連団体の参画 5
I-11.	資源と作戦のマネジメント 4	<b>IV. 国際基準の実施等を通じて市場にアクセスする能力</b>	
<b>II. 技術的な権限と能力</b>		IV-1.	法および規制の制定状況 5
II-1.A.	精密診断へのアクセス 5	IV-2.	法および規制の執行状況およびコンプライアンス 4
II-1.B.	国の診断機関の適切性 5	IV-3.	規制の国際ルールとの調和 5
II-2.	診断機関の品質確保 3	IV-4.	証明プログラムの国際ルールとの調和 5
II-3.	リスク分析 4	IV-5.	貿易相手国との同等性その他の手法を用いた合意 4
II-4.	検疫および水際のセキュリティ 5	IV-6.	透明性 5
II-5.A.	受動的疫学サーベイランス 4	IV-7.	地域主義 NA
II-5.B.	能動的疫学サーベイランス 5	IV-8.	コンパートメント主義 NA
II-6.	緊急対応 5	農林水産省 Website より（一部改変）	
II-7.	疾病予防、コントロールおよび撲滅 5	※点数は5点満点で、点数が高いほど高評価。	
II-8.A.	動物由来の食品を扱う施設に対する規制、許可および立入調査 5	NAは該当しない項目。	
II-8.B.	と畜前後の試験 5		
II-8.C.	動物由来の食品の集積、加工および流通に対する監査 5		

いて、国際機関間の連携強化を図るとともに、各国に対してもその浸透に努めている。ワンヘルスの考え方は近年広く認識されているが、異なる分野の専門家が協力連携して取り組むことは、現実には簡単なことではなく、理念や形式はあっても実効が伴っていないケースも多くみられる。

日本を新たな動物疾病の侵入から守り、高い衛生水準を維持するためには、わが国の獣医サービスの能力の更なる向上を図ることはもとより、世界全体、特にアジア周辺国の衛生状況を改善していくことはきわめて重要である。また、日本では人の健康部局、獣医サービスともに高い水準を有しており、ワンヘルスへの取組も、政府レベルのみならず獣医師会と医師会の協力など、優れ

た取組が行われている。それらの経験、知見に基づいて、世界、アジア各国に対して引き続き貢献していくことが期待されている。

OIEとしては、日本政府の支援も受けながら、これらの分野における各国への支援や協力に、今後とも精力的に取り組んでいきたいと考えている。

最後に、獣医サービスは政府当局だけでなく、各分野で活躍される獣医師、それを支える技術者、事務員、すべての力が総合されて初めてその能力が発揮されるものであることを強調し、獣医師会会員の皆様に、OIEの活動の一端を紹介する機会をいただいたことに対して、感謝申し上げたい。

表3 日本のJEE評価結果(概要)

(平成30年2~3月実施)

記号番号	分野・評価指標	最終評価点	記号番号	分野・評価指標	最終評価点
<b>予防 PREVENT</b>			D.3.2	国内の報告ネットワークと手順	5
P1	国内の法令, 政策および資金		D4	要員育成	
P.1.1	立法, 法律, 規則, 行政要求, 政策またはその他の政策手段の整備はIHRの実施に十分である.	5	D.4.1	IHRコア・キャパシティ要件を実施する人的資源が用意されている.	4
P.1.2	当該国は, 国内法令, 政策および行政取決めを調節・調整し, IHR(2005)の遵守を可能にしていることを立証できる.	4	D.4.2	FETPなどの応用疫学訓練プログラムが整備されている.	5
P2	IHRの調整, 連絡およびアドボカシー		D.4.3	要員戦略	4
P.2.1	IHRの実施における関係部門の調整および統合のための機能メカニズムが確立されている.	5	<b>対応 RESPOND</b>		
P3	薬剤耐性		R1	準備態勢	
P.3.1	薬剤耐性(AMR)の発見	5	R.1.1	マルチハザードの国の公衆衛生上の緊急事態に対する準備態勢と対応計画が策定され, 実施されている.	5
P.3.2	AMR病原体による感染症のサーベイランス	5	R.1.2	優先される公衆衛生上のリスクとリソースがマッピングされ活用されている.	4
P.3.3	医療関連感染(HCAI)予防・管理プログラム	5	<b>R2 緊急時対応活動</b>		
P.3.4	抗菌薬適正使用活動	4	R.2.1	緊急時対応を起動する能力	5
P4	人獣共通感染症		R.2.2	緊急時対応センターの作業手順および計画	4
P.4.1	優先人獣共通感染症/病原体のためのサーベイランス・システムが整備されている.	4	R.2.3	緊急時対応プログラム	5
P.4.2	獣医または動物衛生要員	5	R.2.4	IHR対象の危険に対する症例管理手順が実施されている.	5
P.4.3	人獣共通感染症および潜在的な人獣共通感染症への対応メカニズムが確立され機能している.	5	<b>R3 公衆衛生当局と治安当局の連携</b>		
P5	食品安全		R.3.1	生物学的事象が疑われまたは確認されている間の, 公衆衛生当局と治安当局(例, 警察, 国境検問所, 税関)の連携	4
P.5.1	食品媒介疾患および食品汚染を検知しこれに対応するためのメカニズムが確立され, 機能している	5	<b>R4 対抗医薬品と要員展開</b>		
P6	バイオセーフティとバイオセキュリティ		R.4.1	公衆衛生上の緊急事態に際して, 対抗医薬品・医療機器の送付と受け入れのシステムが整備されている.	5
P.6.1	人間, 動物および農業の施設において, 政府一体型のバイオセーフティ/バイオセキュリティ・システムが整備されている.	5	R.4.2	公衆衛生上の緊急事態に際して, 保健要員の派遣と受け入れのシステムが整備されている.	4
P.6.2	バイオセーフティ/バイオセキュリティの訓練と実践	4	<b>R5 リスクコミュニケーション</b>		
P7	予防接種		R.5.1	リスク・コミュニケーション・システム(計画, メカニズム等)	3
P.7.1	国のプログラムの一環としてのワクチン接種率(麻疹)	5	R.5.2	内部およびパートナー間のコミュニケーションと調整	4
P.7.2	国内のワクチンへのアクセスと供給	5	R.5.3	パブリック・コミュニケーション	4
<b>検知 DETECT</b>			R.5.4	緊急事態の影響を受けている地域のコミュニケーションへの関与	3
D1	国内検査システム		R.5.5	精力的聞き取りと風評管理	3
D.1.1	優先疾患の検知のための実験室検査	5	<b>その他 Others</b>		
D.1.2	検体の委託および輸送システム	5	PoE	入域地点	
D.1.3	効果的な最新のポイントオブケア診断および検査に基づく診断	5	PoE.1	PoEにおいて日常的能力が確立されている.	5
D.1.4	検査品質システム	3	PoE.2	入域地点における効果的な公衆衛生対応	5
D2	リアルタイム・サーベイランス		<b>CE 化学物質に関する事象</b>		
D.2.1	指標ベースおよびイベントベースのサーベイランス・システム	5	CE.1	化学的な事象または緊急事態を検知し, これに対応するためのメカニズムが確立され, 機能している.	5
D.2.2	相互運用可能で相互接続された電子リアルタイム報告システム	5	CE.2	化学的事象の管理を可能にする環境	4
D.2.3	サーベイランス・データの分析	5	<b>RE 核・放射線源に関する緊急事態</b>		
D.2.4	症候群サーベイランス・システム	5	RE.1	放射線および原子力緊急事態を検知し, これに対応するためのメカニズムが確立され, 機能している.	5
D3	報告		RE.2	放射線緊急事態の管理を可能にする環境が整備されている.	5
D.3.1	WHO, FAOおよびOIEへの効率的な報告のシステム	4	厚生労働省 Website より (一部改変) ※点数は5点満点で, 点数が高いほど高評価		